

平成 2 1 年

赤平市議会第 1 回臨時会会議録 (第 1 日)

5 月 2 2 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 1 時 2 8 分 閉 会

○議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第 2 2 9 号 専決処分の承認を求めることについて (赤平市税条例及び赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正について)  
日程第 5 議案第 2 3 0 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 0 年度赤平市一般会計補正予算)  
日程第 6 議案第 2 3 1 号 第 5 次赤平市総合計画基本構想について  
日程第 7 議案第 2 3 2 号 財産の取得について  
日程第 8 報告第 2 5 号 専決処分の報告について  
日程第 9 報告第 2 6 号 専決処分の報告について  
日程第 1 0 報告第 2 7 号 専決処分の報告について  
日程第 1 1 報告第 2 8 号 専決処分の報告について

正する条例の一部改正について)

- 日程第 5 議案第 2 3 0 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 0 年度赤平市一般会計補正予算)  
日程第 6 議案第 2 3 1 号 第 5 次赤平市総合計画基本構想について  
日程第 7 議案第 2 3 2 号 財産の取得について  
日程第 8 報告第 2 5 号 専決処分の報告について  
日程第 9 報告第 2 6 号 専決処分の報告について  
日程第 1 0 報告第 2 7 号 専決処分の報告について  
日程第 1 1 報告第 2 8 号 専決処分の報告について

○出席議員 1 0 名

- 1 番 五十嵐 美 知 君  
2 番 若 山 武 信 君  
3 番 谷田部 芳 征 君  
4 番 宍 戸 忠 君  
5 番 林 喜代子 君  
6 番 北 市 勲 君  
7 番 太 田 常 美 君  
8 番 植 村 真 美 君  
9 番 鎌 田 恒 彰 君  
1 0 番 獅 畑 輝 明 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第 2 2 9 号 専決処分の承認を求めることについて (赤平市税条例及び赤平市税条例の一部を改

○欠席議員 0 名

## ○説明員

市長	高尾弘明君
教育委員会委員長	田口敏弘君
監査委員	小椋克己君
選挙管理委員会委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	野村繁君
<hr/>	
副市長	浅水忠男君
理事	三上和巳君
総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	吉村春義君
市民生活課長	栗山滋之君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
産業課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	下村信磁君
消防長	中村高庸君
市立赤平総合病院事務長	實吉俊介君
<hr/>	
教育委員会教育長	渡邊敏雄君
” 教育課長	相原弘幸君
<hr/>	
監査事務局長	保田隆二君
<hr/>	
選挙管理委員会事務局長	町田秀一君
<hr/>	
農業委員会事務局長	菊島美時君

## ○本会議事務従事者

議会事務局長	大橋一君
” 総務議事担当主幹	野呂律子君
” 総務議事係長	渡邊敏一君

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成21年赤平市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、7番太田常美君、8番植村真美さんを指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は8件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 議案第229号専決処分承認を求めるとしてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第229号専決処分の承認を求めるとして、赤平市税条例及び赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、赤平市税条例及び赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正が必要なことから、平成21年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとして申し上げます。

専決処分書。

赤平市税条例及び赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

主な改正内容といたしまして、平成21年度評価替えに伴います土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長や長期優良住宅に係ります固定資産税の減額措置、上場株式等の配当、譲渡益に対する軽減税率の延長などを行うものでありますが、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページをご参照願います。第1条関係であります。第36条の2につきましては、市民税の申告の規定であります。地方税法施行規則の改正によりまして、寄附金税額控除申告書であります第5号の5の2様式がふえましたことから、字句の追加を行ったものであります。

第38条につきましては、個人の市民税の徴収の方法の規定であります。今般の条例改正に伴いまして、字句の削除を行ったものであります。

第47条の2につきましては、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収の規定であります。給与所得など公的年金等以外の所得に係る市民税につきましては、年金から特別徴収せず、別に納めていただくことから、第2項を削除し、これに伴

いまして、項の繰り上げ等を行ったものでございます。

2ページから4ページをご参照願います。第47条の3及び第47条の5につきましては、さきにご説明しましたとおり第47条の2第2項を削除いたしますが、このことに関連いたしまして、字句の削除や字句の改正を行ったものでございます。

第56条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、対象法人の拡充により、字句の追加及び改正を行ったものでございます。

4ページから5ページをご参照願います。第58条の2につきましては、第56条同様固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、社会医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産につきまして、新たに条を追加するものでございます。

第59条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の規定であります。適用条項の改正に伴い、字句の改正を行ったものでございます。

第93条につきましては、引用しております民法に法令番号説明を加えるため、字句を追加したものでございます。

6ページお願いいたします。附則第8条第2項第2号につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、適用条項の改正に伴い、字句の改正を行ったものでございます。

附則第10条につきましても、読みかえ規定であります。適用条項の改正に伴い、字句の改正を行ったものでございます。

7ページから12ページをご参照願います。附則第10条の2につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定であります。根拠法令の変更や適用条項の改正に伴いまして、字句の改正を行ったものでございます。

附則第11条から第13条の3までにつきましては、固定資産税の特例や土地の価格の特例につきまして規定してございますが、平成21年度評価替えに当たり、引き続き土地に係る負担調整措置の仕組みを3年間継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続するなどから、所要の改正を行ったものでございます。

12ページから13ページをご参照願います。附則第15条の2につきましては、特別土地保有税の課税の特例についての規定でございますが、現行措置を3年間継続するため、所要の改正を行ったものでございます。

13ページから15ページをご参照願います。附則第16条の4、第17条及び第18条につきましては、それぞれ土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例についての規定でございますが、適用条項の改正などによる字句の改正を行ったものでございます。

16ページから19ページをご参照願います。附則第18条の2から第18条の8までにつきましては、各年度分の都市計画税の特例についての規定でございますが、固定資産税の改正と同様3年間継続する所要の改正を行ったものでございます。

附則第18条の12につきましては、読みかえ規定でございます。適用条項の改正により、字句の改正を行ったものでございます。

19ページから22ページをご参照願います。附則第19条、第20条の2及び第20条の4につきましては、それぞれ株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について規定しておりますが、それぞれ第34条の7第1項中の山林所得金額の読みかえのため、字句の改正を行ったものでございます。

23ページから24ページをご参照願います。第2条関係ではありますが、第10条の2第2項といたしまして、長期優良住宅について固定資産税の減額の適用を受けようとする者の申告の規定として新たに項を追加し、第10条の2第2項から同条の第7項までにつきましては順次項を繰り下げるなど、所要の改正を行ったものでございます。

25ページお願いいたします。第3条関係でございますが、昨年議決いただきました赤平市税条例の一部を改正する条例の改正を行うものでございます。

施行期日を定めております附則第1条の第1項第2号及び第3号の規定につきましては、適用条項の改正により、字句の改正を行ったものでございます。

25ページから30ページをご参照願います。附則第2条第4項につきましては、個人の市民税に関する経過措置の規定でございますが、認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動に係る事業に関しまして、字句の追加、改正を行ったものでございます。

附則第2条第8項から同条第22項までの規定につきましては、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を1.8%軽減税率とするなど、所要の改正を行ったものでございます。

30ページから31ページをご参照願います。改正附則ではありますが、附則第1条といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものであります。ただし、第2条の規定及び次条第3項の規定につきましては、平成21年6月4日から施行するものであります。

附則第2条につきましては、固定資産税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、都市計画税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） ただいま説明ありました地方税法の改正について、この地方税法の改正のうち金融税制です。上場株式等の配当、譲渡益に対する軽減税率と、本則20%、所得税15%、住民税5%、これが10%になると、所得税7%、住民税3%、これ3年間延長するということであります。ことしの09年1月1日より11年の12月31日まで、これは今日までいろいろと大資本の優遇だと批判があって、昨年の改正で09年1月1日から配当は100万以下の部分、譲渡益は500万以下の部分のみを10%の軽減税率としたと、こういうことでありますが、これは軽減税率はいいのですが、当市への経済効果とか、そういうものに大きな影響はないのではないかと思います。その辺の関係はどうなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 吉村税務課長。

○税務課長（吉村春義君） 今お話のございました上場株式等の配当、譲渡益に対する軽減税率の延長でございますが、この制度は平成15年度税制改正において当時の株価の低迷や金融機関の不良債権問題の深刻な状況を背景に5年間の時限措置として導入され、平成19年度に1年延長されてから平成20年度には100万円以下の配当及び500万円以下の譲渡益について税率を所得税を含め10%とする2年間の特例措置を講じた上、平成20年12月末をもって軽減税率を廃止することとされておりました。しかし、今回の改正において現下の経済、金融環境に配慮し、平成21年から平成23年までの間について平成20年までの制度と同様に、配当及び譲渡益の両方とも金額に関係なく、所得税7%、道民税1.2%、市民税1.8%、合計10%の軽減税率を適用することとされました。

議員お話しのようにこの措置の恩恵を主に受けているのは高額所得者層であり、大資産家優遇であるという考えの方もおられますが、一方で貯蓄から投資へをより進めていくべき、年金生活者の第二の年金であり軽減すべき、現在のような経済、金融環境において税率が引き上げられるということは経済対策に逆行するのではないかと思いますという意見も多くあると

ころであります。赤平市の場合、今回の制度を利用されております方はおおよそ5名程度で、所得階層別ではばらつきがありますが、給与所得者などが所得減少分の補てん対策等のために利用されているものでもあり、税法上の範囲内で株式等の取得や売買を行っているものでありますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第229号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第229号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第229号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 議案第230号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第230号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成20年度赤平市一般会計補正予算（第11号）につきまして、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決するものであります。

記といたしまして、平成20年度赤平市一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ801万5,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億5,913万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

なお、このたびの補正の主な内容につきましては、平成20年度における国の第1次補正予算並びに第2次補正予算に対応した交付金事業について予算計上したところではありますが、3月定例会以降に一部入札を執行したことや、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当給付事業において平成20年度に執行した事務費が確定し、平成21年度への繰越明許費の補正額が決定したことなどから専決処分を行ったため、これを報告し、承認を求めるところでございます。

次に、1ページお願いいたします。第2表、繰越明許費補正であります。追加といたしまして、地域活性化・生活対策臨時交付金事業ほか3件を設定するものであります。

第3表、地方債補正であります。変更といたし

まして、過疎対策事業並びに地域活性化対策事業における限度額の減額であります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページお願いいたします。最初に、歳入であります。款16寄附金、項1 寄附金、目3 社会福祉事業寄附金として15万円の増額、同じく目5 ふるさとガンバレ応援寄附金として13万5,000円の増額であります。3月定例会以降に受納した寄附金を計上するものであります。

款20市債、項1 市債、目1 総務債として570万円の減額であります。国の第2次補正予算における地域活性化・生活対策臨時交付金事業として購入するブルドーザーの入札執行によるものであります。

同じく目4 過疎対策事業債として260万円の減額であります。国の第1次補正予算における地域活性化・緊急安心実現交付金事業として購入するスクールバスの起債対象経費の確定によるものであります。

2 ページお願いいたします。次に、歳出であります。款2 総務費、項1 総務管理費、目14 地方振興費、節25 積立金のあかびらガンバレ応援基金として13万5,000円の増額であります。歳入でご説明申し上げたとおり4件の寄附金と同額を基金へ積み立てるため計上するものであります。

同じく目17 地域活性化対策事業費、節13 委託料として17万8,000円の減額であります。地域活性化・生活対策臨時交付金事業として実施する医師住宅新築事業の現況測量並びに実施設計に係る入札の執行によるものであります。

同じく節18 備品購入費として558万4,000円の減額であります。歳入でもご説明したとおり最終処分場のブルドーザー購入に係る入札執行によるものであります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節25 積立金の社会福祉事業振興基金として15万円の増額であります。歳入でご説明した1企業からの寄附金と同額を基金へ積み立てるため計上するものであります。

款10 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費であります。歳入でご説明したスクールバス購入に係る過疎対策事業債の減額に伴い、財源補正を行うものであります。

款14 予備費であります。今回の補正による歳入歳出の差引不足額の253万8,000円を予備費で減額するものであります。

以上、議案第230号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君） ただいまの説明ありました中で定額給付金事業に関し、ちょっとお尋ねしたいのですが、この事業にかかわり、当初、もう既に報道もされましたが、滝川市ではこの事業に当たり、市民への周知に対し、混乱があったように報道されましたけれども、本市においてはこの点どうだったのか。また、今事業も継続されていると思いますけれども、その進捗状況などもあわせて伺いたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 定額給付金及び子育て応援特別手当の申請事務につきましては、総務省より事前に申請書及び留意事項等の様式が示されておりましたが、正直市民には理解しづらいというのが私どもの印象であります。そこで、特に本市におきましては高齢者比率が約37%と高い状況にありますことから、国の様式を参考に大事な箇所の文字を大きくするほか、できるだけわかりやすく、かつ簡素化するなど独自に工夫を凝らすよう努め、3月23日に定額給付金の対象となる7,034世帯、子育て応援特別手当の対象となる110世帯に対し、申請書、カラー印刷によるチラシ、留意事項、記載例、返信用封筒を送付させていただいたところであります。

結果、現在定額給付金の申請をされた方が6,823世帯、比率で申し上げますと97%、子育て応援特別手当が110世帯で100%というふうになってございま

す。このうち他自治体の状況が報道されておりましたが、当市における印鑑漏れや通帳の写しなどが添付されていなかった、いわゆる書類不備の件数につきましては定額給付金のみでありまして、約200世帯、比率といたしましては3%ということで、極端に他市の事例から比較いたしますと、比率としては低いという状況であります。この効果といたしましては、国から示された様式を先ほど申し上げましたように独自に様式の改良を行ったこと、またさらにはマスコミ等の影響もございまして、事前に電話でのご相談が相当件数あったというようなことが影響したと、好影響になったというふうに考えております。

なお、書類不備があった200世帯につきましては、郵送を中心にご連絡をさせていただいておりますが、いまだ残念ながら12世帯の方と確認がとれていないという状況になっております。これらについては、引き続き努力をしてみたいというふうに考えております。なお、定額給付金の申請につきましては9月末までということになっておりますので、今後引き続き残る、先ほど97%の申請と申し上げましたが、12世帯の連絡のつかない方々、そして3%の方々の申請がございましたら、それらに十分対処してみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第230号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第230号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第230号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議案第231号第5次赤平市総合計画基本構想についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。高尾市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 議案第231号第5次赤平市総合計画基本構想につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

昭和51年に赤平市総合計画を策定して以来これまで4期にわたる総合計画を策定し、議員各位並びに市民の皆様のご協力を賜りながら総合的かつ計画的なまちづくりの推進に努めてまいりました。特に平成10年度から平成19年度までの前計画となります第4次赤平市長期総合計画につきましては、水と緑豊かなふれあい産業都市をまちの将来像と定め、自然、産業、郷土愛からの発想を大切に21世紀の新たなまちづくりを目指してきたところであります。

そこで、本来であれば平成20年度から新しい総合計画をスタートしていなければならないわけですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、本市におきましては財政再生団体入り回避を最優先課題として行財政改革に取り組む時期と重なり、市民の皆様とまちづくりについて議論できる状況になく、約1年間の空白を生む結果となったところであります。しかし、赤平市財政健全化計画改訂版等を策定し、これらを着実に実行することにより一定程度の財政見通しが開けましたことから、

昨年10月以降精力的に具体的な作業に当たってきたところであります。

今日における社会経済情勢は大きく変化しており、予想を上回る速さで少子高齢化が進行し、景気低迷による経済回復の兆しが見えず、地球規模による環境や資源問題、さらに地方財政が一層厳しさを増す中、地方分権が進展するなど諸課題が山積している状況であります。こうした時代変化をしっかりと見据えながら、赤平再生に向け、まちや人が輝く確かなまちづくりを推進するため、平成21年度から平成30年度までの第5次赤平市総合計画、生き生きプラン21の基本構想を別冊のとおり策定したものであります。

このたびの新たなまちづくりプランの策定に当たりましては、できるだけ多くの市民の皆様のご意見やご提言を反映させていただくため、市民アンケートを初め住民懇談会、各種団体懇談会、青少年みらい会議、さらにパブリックコメントなどを実施し、情報共有と対話を大切にしながら、市民の視点に立った計画策定に努めてまいりました。また、昨年11月11日には市内団体代表者24名、市民公募委員1名を含む25名の市民にご参加をいただき、赤平市まちづくり市民会議を設置し、5つの専門部会を設けるなど、プランに対する市長からの諮問に対し、慎重なご審議を賜り、本年5月12日に答申をいただいたところであります。

一方、行政内部におきましても理事者並びに課長職以上の職員をもって策定委員会、幹事会、専門部会を組織し、全庁的な連携を図りながら、通常の策定期間と比較して非常に短期的な作業日程ではありましたが、まちづくり市民会議とともに積極的に協議を重ね、市民と行政が一体となった取り組みを進めてまいりました。

以上のような経過を経て策定されました第5次赤平市総合計画基本構想は別冊のとおりであります。趣旨並びに概要につきましてご説明申し上げます。

配付資料の2ページから3ページ、第1編、総合計画の策定にあたって、第1章、計画策定の方針に

つきましては、総合計画策定の趣旨、計画の名称、計画の期間、計画の構成について。

次に、4ページから7ページまで、第2章、時代の潮流と本市の課題につきましては、社会的状況、経済的状況、財政の状況について記述しております。

次に、10ページ、第2編、基本構想、第1章、赤平市の将来像、1、まちの将来像につきましては、人の優しさやぬくもりを大切にしながら、だれもが安心して暮らせる明るいまち、みんなで知恵を出し、みんなで行動し、作り出す活気に満ちた人が輝くまち赤平を目指すため、「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」をキャッチフレーズに掲げております。

2、まちづくりの基本方向につきましては、まちづくりの主人公は市民であるを基本に市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めていくこと、水と豊かな自然、産業の発展、郷土愛、住民への情報共有を大切に、時代変化に柔軟かつ適切に対応し、明るい未来に向かって着実に歩いていくことを基本方向としております。

11ページの3、計画人口につきまして、本市の将来人口は平成30年度で1万238人になると推計されますが、このたびの総合計画に基づき、まちづくりを推進することで、人口の減少率を15%にとどめる1万1,600人を将来目標人口と定めております。

4、土地利用につきましては、地域の特性を考慮した自然環境と都市環境が調和する自然と人に優しい有効な土地利用、炭鉱閉山後に取得した広大な市有地は将来を見据えた総合的、計画的な土地の有効活用を図るほか、地域性に配慮しながら住みよい住環境の整備に努めてまいります。

次に、12ページ以降は第2章、分野別施策の大綱について記述しております。最初に、13ページ、第1節、すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょうについてであります。だれもが支え合う地域福祉の確立、安心して子供を産み育てられる環境づくり、自立した生活を支える仕組みづくり、生き生きとした心と体の健康づくり、安心できる地域医

療の確保、安全、安心な明るい社会づくりを推進してまいります。

次に、14ページの第2節、大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょうにつきましては、活力に満ちた魅力あふれる工業の振興、触れ合いのある商業の町並みづくり、特色を生かした農林業の基盤強化、地域を支える建設産業の振興、個性と元気をはぐむ観光づくり、安心できる勤労者福祉の推進に努めてまいります。

次に、15ページ、第3節、生きる力を育む生涯学習社会をつくりましょうにつきましては、市民の主体的学習機会の推進、創造性豊かな学校教育の推進、豊かな心をはぐむ社会教育の充実、心通う芸術、歴史、文化の育成、スポーツの実践による健康づくりを推進してまいります。

次に、16ページ、第4節、ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょうにつきましては、新しい時代に対応した都市機能の充実、心に潤いのある都市空間づくり、だれもが暮らしやすい良好な住環境づくり、自然と調和した人に優しいまちづくりを推進してまいります。

次に、17ページ、第5節、人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょうにつきましては、みずからが考え行動する協働のまちづくり、情報の共有から始まるまちづくり、喜びを実感できる地域共生社会の形成、すべての分野に平等に参加できる社会の実現、時代に対応する効果的な行財政の運営を推進してまいります。

次に、18ページ、第3章、まちづくり重点プロジェクトにつきましては、産業振興、住環境整備、少子化対策の3つのプロジェクトを設定し、地場産業の強化を図り、安心して暮らせる住環境づくりと子供を産み育てられる環境づくりを推進することによって、人口の定着化や地域活性化につなげてまいります。

以上、第5次赤平市総合計画基本構想の提案の趣旨並びに概要を説明させていただきました。近年財政問題を機に、議員各位並びに市民と行政が一体と

なって財政再生団体回避を現実のものとした大変大きな協働の力という財産を生むことができました。激動する時代の中で、次はこの総力をもって赤平再生に向けたまちづくりにしっかりと生かしていくことが次世代の明るい未来につながるものと考えております。私自身そのかじ取り役となって全精力を傾注してまいりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。林喜代子さん。

○5番（林喜代子君） 2点ほど市長にお伺いしたいと思います。

赤平市は、これまで4回にわたり総合計画を策定して、まちづくりをしてきたところでありますが、今まで「虹の映えるまち」、市政の主人公は市民であるというキャッチフレーズを掲げ、さらに前期の第4次計画では水と緑豊かなふれあい産業都市を目指してまいりました。しかし、炭鉱閉山後の急速な過疎化、そして閉山後の後始末に土地の購入、そして水道切りかえ工事など多額の資金がかかり、資金不足から借金依存の財政で借金がふえ、さらに国による三位一体改革で地方への財政が削減され、また産炭地基金の借入れを不正呼ばわりされて一切一括返済、大きく膨らむ赤字のこの御三家もありました。行政改革の立ちおくれで、一層財政危機を深刻にしたと思います。市政の主人公は市民であるというスローガンを掲げながら、それにふさわしい行政が見られなかったのではないかと私は思っております。市長は、どのような認識を持っておられるのかお伺いしたいと思います。

また、高尾市長になってから、この財政危機を打開するために、情報の公開と住民参加によるスクラムプランを立ち上げました。地方財政に対する監視を強めた地方財政健全化法が施行され、大変な時代になり、市長を先頭に職員、議会、住民が力を合わせて、その危機を乗り越えてきました。これが赤平の現状であります。そして、この第5次赤平市総合

計画の特徴が財政危機突破の中であつた。住民参加、情報公開、これを2つの柱にして、この計画が練り上げられたものと思います。新しいまちづくりのこの計画、前期計画より大きな進歩と認めたいと思いますが、市長の基本的な考え方を再度お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 前期までの第4次長期総合計画を中心とした進め方に対する私の認識ということでございますが、特に赤平市は申し上げるまでもなく、炭鉱とともに歩んできた、基幹産業としたまちでありまして、炭鉱閉山後の新たな基幹産業づくりといえますか、金へんの鉱業から工工業のまちへというのが歴代首長の大きなやはり市勢振興の大きな柱であったかと思ひますし、このことが現在赤平市に数多くの製造業を中心とした企業立地しているという赤平の大きな特徴ではなかったかと思ひますし、やはり何といたしてもたび重なる閉山対策に追われてきた新たな閉山後の振興対策ということで、数々の施策を推進してこられたものと思ひます。そういった意味では、さまざまな施設整備等を行い、そのことがその後の財政負担になったということは事実そのとおりであります。まさしく閉山対策と同時に閉山後の後処理といひますか、そういうところと同時に新たな振興対策にまさに全精力を挙げた時期ではなかったか。そういう行政推進の時期であったというふうに認識をしておりますが、しかし人口も減つてまいりましたので、このたびはそうした施設等を見直すなど、職員数もそうありますが、人口規模に見合った、そういうやはり今後施策が必要であるということで、今さまざまな改革を進めてきているということでございます。

2つ目に、このたびの第5次の総合計画の策定に当たつての市長の基本的な考え方ということでございますが、まちの将来像として「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」と、少し抽象的に思ひますが、しかし言っていることは極めて明快といひますか、簡単なことでありまして、「あふれる笑顔」と

いうのは、まさしく市民の皆さんの笑顔があるような、そんなまちということでございます。輝く未来を創造する、行政だけではなくて、市民挙げて、みんなの力でつくりましょうという、こういうことでございます。財政もまだまだ課題はございますが、一定程度方向も少し先が見えてまいりました。したがひまして、これからは将来に、子供たちにツケを残さない財政運営ということが大事でありましょうし、このたびは健全化法をきっかけに行政の体制、あるいは先ほど申し上げました施設等につきましても一定程度人口規模に見合った体制、施設廃止等に努力をしてまいりましたし、そう余り過大な投資をしない限り私は持続可能ではないかというふうに考えているところでござひまして、何といたしてもやはり行政だけが市勢を推進するのではなくて、たびたび申し上げているようにみんなが力を合わせる、いわゆる協働してみんなでまちをつくらうと、まさに自分たちのまちは自分たちでつくと、こういうことを基本に、引き続きこの10年の計画をもとに市勢を推進してまいりたいと思ひております。今以上にやはりこれからはそういうことが必要な時期ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 林喜代子さん。

○5番（林喜代子君） キャッチフレーズの「あふれる笑顔」、私もこれ大好きな言葉で、本当にだれもが「あふれる笑顔」といひたら腹を立てる人はいないのではないかなと、必ずそれに対しては笑顔が返つてくる、そんな感じがしております。また、この後特別委員会が設置されると思ひますので、その中で細かいことについては議論していきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 今市長からいろいろと決意について、10カ年の計画をお聞きしました。本当に住民自治の立場に立つて練られたなど、このように練られたの久しぶりではないかというぐらい一定の評価はできるのでないかと思ひます。ただ、国も道も

地域の経済も大あらしの中にあるという認識がちょっと欠けていないかなと。財政健全化を進めながらこの計画を進めるに当たっては相当な決意が要ると、先ほども決意を述べていただきました。本当にこれからのことを心配しながらいくことになるかなと思いますけれども、この大あらしの中をどう乗り切っていくか、この決意を再度お聞きしたいと。経済状況が極めて厳しいということを、やはりこの状況をもうちょっと深めたらいいのかなと思います、その辺のところでお伺いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） ご指摘のように取り巻く経済状況、また当然地方自治体を取り巻く財政状況ともに厳しい中にありまして、正直言って今が最も厳しい時期にあるのかなという気がいたしております。それだけに、先ほど申し上げましたが、私は人口規模に見合った組織、あるいは人口規模に見合った、財政力に見合った財政運営ということを今後とも基本にしなければなりませんし、そのことが多少の厳しい風が吹いてきても耐え得る、そういう組織になっていくのではないのかなという気がいたしまして、何より職員を中心に私どもが強い意志を持って、行政には負けないやはり気構えということも必要ではないかと思えます。特に地方財政につきましては、今後不安要素もたくさんないわけではございません。地方団体挙げて、国と議論するものはしていく、要望するものはしていくと、当然今後ともそういうことになっておりますが、十分ひとつその辺を見きわめながら、そうした時代対応に流されないように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第231号については、9人の委員をもって構成する総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中審査とすることにいたした

いと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第231号については、9人の委員をもって構成する総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中審査とすることに決しました。

ただいま設置されました総合計画基本構想審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市勲君、太田常美君、林喜代子さん、鎌田恒彰君、植村真美さん、若山武信君、谷田部芳征君、宍戸忠君、五十嵐美知さん、以上9名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） この際、ご報告いたします。

総合計画基本構想審査特別委員会において正副委員長が選出されましたので、お知らせいたします。

委員長に若山武信君、副委員長に北市勲君、以上のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第232号財産の取得についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第232号財産の取得につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在じん芥処理場で使用しておりますブルドーザーは、排ガスの規制前に購入したものでありますことから排出ガスによる環境負荷が著しく、また老朽化も進み、修理にかかる費用が増大しており、修理

回数が増加や修理期間の長期化が処理場の作業に支障を来しており、今般更新するものであります。新たに購入するブルドーザーにつきましては、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律による基準を満たすものを購入するものでございまして、契約の方法につきましては市内業者5社を指名し、3月23日に入札を執行したところでありますが、予定価格が1,000万以上でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第232号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、取得財産、ブルドーザー。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、金1,942万5,000円。

4、契約の相手方、赤平市共和町199番地、株式会社エーワン代表取締役、村上純一。

なお、仕様の概要につきましては別紙参考資料に記載しているところございまして、納期は平成21年9月30日と定めたところでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 説明受けました。ふさわしいブルドーザーだなと思いますが、企業数は5社と聞きました。企業名というのは、これ公表していいのではないかと思います。その辺のところどんな会社がこれに参加したのかをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 今回の入札に参加された業者さんでございますけれども、5社ございまして、市内、ハヤサカ自動車工業株式会社様、株式会社エーワン様、有限会社尾崎自動車工業様、藤田運輸倉庫株式会社、植村建設株式会社の以上5社でござ

います。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 鎌田恒彰君。

○9番（鎌田恒彰君） 以前にブルドーザーを更新するときに、議会で大きな議論となったことがございます。それは、ブルドーザーに冷房が設置されているのかどうかということでありました。今購入するブルドーザーは、非常に環境の悪い中で作業するものであります。したがって、窓をあけるとハエがどんどん入ってくる。悪臭も当然する。そんな中で冷房が設置されているかどうかということは非常に問題がありました。そのときに設置されていないという答弁がありまして、質問した議員が大きく怒りを爆発させまして、市長の公用車の冷房をとってきてもそれにつけると、そういうお話がありました。今回購入するブルドーザーについて冷房の設備があるのか、ないのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） ちょっと冷房について確認しておりませんので、後ほどお答えしてよろしいでしょうか。

○9番（鎌田恒彰君） はい、いいです。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第232号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第232号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第232号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長(獅畑輝明君) 日程第8 報告第25号専決処分の報告について、日程第9 報告第26号専決処分の報告について、日程第10 報告第27号専決処分の報告について、日程第11 報告第28号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 報告第25号から第28号まで一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち第1項の1件の金額が30万円未満の和解に関すること、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づきまして、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして、専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明申し上げます。最初に、報告第25号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃など63万4,307円を滞納しておりますことから、平成21年2月に伊達簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から平成21年9月末までに一括納付することを趣旨とした督促異議の申し立てがありましたが、口頭弁論期日において事実を争わなかったことから、平成21年4月9日、民事訴訟法第275条の2に基づき、伊達簡易裁判所より平成21年9月末までに一括納付することを内容とした和解にかわる決定を受け、この決定に対し、相手方より適法な異議の申し立てがないときは、

この決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、平成21年4月9日に専決処分したものでございます。

次に、報告第26号であります。件数は3件で、和解の内容といたしましては、1件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃33万8,400円を滞納していることから、平成21年2月に滝川簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月5万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがございましたが、口頭弁論に出頭いたしましたところ、司法委員の仲裁により平成21年4月から毎月16日限り5万円ずつ持参して支払うことで和解するものでございます。

2件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃27万4,200円を滞納していることから、平成21年2月に滝川簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月1万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがありましたが、口頭弁論に出頭したところ、平成21年4月から毎月末日限り1万円ずつ持参して支払うことで和解するものであります。

3件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃等44万3,367円を滞納していることから、平成21年2月に滝川簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月1万2,000円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがありましたが、口頭弁論に出頭したところ、司法委員の仲裁により平成21年6月から2万5,000円ずつ毎月15日限り送金して支払うことで和解するもので、以上3件につきまして平成21年4月10日に専決処分したものでございます。

次に、報告第27号であります。件数は3件で、和解内容といたしましては、1件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃21万円を滞納しておりますことから、平成21年2月に滝川簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月1万5,400円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがありましたが、口頭弁論に出頭したと

ころ、平成21年6月から毎月末日限り1万8,000円ずつ指定の口座に振り込んで支払うことで和解するものであります。

2件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃等74万3,029円を滞納しておりますことから、平成21年2月に滝川簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月1万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがございましたが、口頭弁論に出頭したところ、司法委員の仲裁により平成21年4月から毎月末日限り2万円ずつ持参して支払うことで和解するものであります。

3件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃29万5,200円を滞納しておりますことから、平成21年2月に滝川簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月1万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがございましたが、口頭弁論に出頭したところ、平成21年4月から1万5,000円ずつ毎月末日限り持参または送金して支払うことで和解するもので、以上3件につきまして平成21年4月17日に専決処分したものでございます。

最後に、報告第28号であります。件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃25万2,000円を滞納していることから、平成21年2月に滝川簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月2万円分の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがございましたが、口頭弁論期日において事実を争わなかったことから、平成21年4月24日、民事訴訟法第275条の2に基づき、簡易裁判所より平成21年5月から2万円ずつ毎月末日限り指定の口座に振り込んで支払うことを内容とした和解にかわる決定を受け、この決定に対し、相手方より適法な異議の申し立てがないときは、この決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、平成21年4月24日に専決したものでございます。

以上、報告第25号から第28号まで一括してご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い

申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君） 今伺いましたが、市営住宅の家賃滞納の裁判上による和解に関してでございますけれども、今回は8件で、総額を計算しましたら319万503円です。この和解内容ですけれども、今後、その内容見ましても、このことがきちんと実行されるのかどうかとても不安です。それで、これまでも同じような、同様な和解がされてきているわけですけれども、その後のそれらの進捗状況なども踏まえて伺いたいと思います。今までの件数とか、滞納金額とか、実行された処分とか、その残額とか含めて、課長、よろしく答弁お願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 支払い督促の申し立てに対し、相手方より異議の申し立てがあり、通常訴訟へ移行したものがこれまで16件あり、そのすべてが和解もしくは和解にかわる決定を受けております。和解等金額といたしましては、16件で576万4,670円となっております。和解等後の和解条項に基づく履行状況につきましては、おおむね履行されており、1件の完済を含め、約80万円が支払われている状況でございます。また、和解等のおり履行されないような場合は、裁判所に対し、執行文付与申請をし、和解調書等を債務名義として、遅延損害金を含めた金額の強制執行による徴収に関して地方裁判所へ申し立てをすることになります。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第25号、第26号、第27号、第28号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 先ほどの鎌田議員のご質問ですが、今車両の仕様書を探して確認しましたところ、エアコンの装備がありましたので、ご報告いたします。

以上です。

---

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成21年赤平市議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前11時28分 閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)